

ふるさと納税寄附金のワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度をご利用の方は、以下をご確認の上、手続きをお願いいたします。
ワンストップ特例制度を申請済みの方につきましては、後日、本市より受付書をお送りします。
複数回ご寄附した場合は、その都度申請が必要ですので、ご注意ください。
確定申告をご予定の方は、申請の必要はありません。

ワンストップ特例制度とは？

確定申告を必要としない給与所得者等に限り寄附先が5自治体以内であれば確定申告が不要になる制度です。

ワンストップ特例制度が適用される為の条件

- ①「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を寄附先の自治体へ提出すること
- ②もともと確定申告をする必要のない給与所得者等であること
- ③1年間（同年1月1日～12月31日）の寄附先が5自治体以下であること
※1つの自治体に複数回寄附しても1カウントとなります

留意事項

- ①（転居による住所変更など）申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」をふるさと納税先自治体へ提出することが必要です。
- ②ワンストップ特例の申請をされた方が、確定申告や住民税申告を行った場合（医療費控除等による場合も含む。）や、5自治体を超えて申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となるため、確定申告で寄附金控除を申請してください。
- ③ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。
（ふるさと納税をした翌年の6月以降に支払う個人住民税額が軽減されます。）

ふるさと納税ワンストップ特例の適用をご希望される方へ

個人番号（以下、マイナンバー）の記載が必要です。

また、マイナンバー確認・本人確認のため、①～③のいずれかの書類が必要となります。

- ①マイナンバーカードのコピー（表と裏）
- ②通知カードのコピー（表と裏）と身分証のコピー
- ③マイナンバーが記載された住民票のコピーと身分証のコピー

【身分証とは】 ※以下のAまたはBとなります。

A 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 のいずれか一つ（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）。

B 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されるもの（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）

※裏面に記載事項がある場合は、裏面のコピーもお願いします。

※ 以上を確認の上、申請する方は、別添の記入例を参考の上、申請書に必要事項を記入、押印いただき、必要書類を添付の上、以下担当までご提出ください。

また、ご不明な点等ありましたら、以下担当までお問い合わせください。

【担当】 むつ市経済部ふるさと納税推進室

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

TEL:0175-22-1111(内線2612・2613・2614)